

答申第 910 号
諮問第 1587 号

件名：特定の自動車登録番号の自動車の自動車税についての調査資料の不開示
(存否応答拒否) 決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「特定の自動車登録番号の自動車の自動車税についての調査資料」（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 2 月 8 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 22 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。
調査資料がないなんておかしい。

イ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。
行政文書があるかないかを答えるだけで、事業活動情報を開示することとなるため、開示請求にかかわる行政処分があるともないとも答えることはできないということになっているが、この自動車の乗車定員については、補助席 4 席を取り外したことによって立席定員が約 4 人増える大型バスである。

これについては、大型乗用車に関して自動車税は 10 人単位、約 1 台当たり 8,000 円違う自動車である。ほかに、この自動車を含め 4 台あるが、約 32,000 円の脱税である。

本来ならば督促ないしは調査を行うべきところ、県税担当の職員がのらりくらりとかわし、調査はしていなかったということが県民としての解釈である。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求書には、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄に特定の自動車登録番号を記載した上で、「自動車税について調査資料」と記載されていた。審査請求人からは本件開示請求書が提出されたほか、審査請求人が国土交通省中部運輸局に対して行った行政文書開示請求により開示された文書及びその決定通知書の写しが提出され、開示された文書は、中部運輸局長により特定の日に特定の事業者（以下「本件事業者」という。）に対してなされた道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第94条の8第1項の規定に基づく保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令（以下「本件交付停止命令」という。）の公示に係る文書並びに本件交付停止命令に係る自動車が特定の自動車登録番号の自動車（以下「本件自動車」という。）であることが推察される文書であった。そして、これらの文書が愛知県知多県税事務所（以下「知多県税事務所」という。）に提出された際、審査請求人に対して知多県税事務所の職員が確認したところ、本件交付停止命令がなされた後に愛知県において本件自動車の自動車税について本件事業者に対してなされた調査に係る資料の開示を求めるとのことであった。

自動車税に係る調査については、地方税法（昭和25年法律第226号）第155条に質問検査権が規定されており、道府県の徴税吏員は、「自動車税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合」には、同条に基づく質問検査権の行使（以下「税務調査」という。）ができる。そして税務調査が行われた場合には、当該調査において聴取・確認した内容について調査報告書が作成され、調査を行った県税事務所において管理されることが通例である。

したがって、本件請求対象文書は、本件交付停止命令後に、知多県税事務所において本件自動車に係る税務調査が行われた場合の調査報告書であると判断した。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件存否情報について

本件開示請求は、本件事業者が本件自動車に係る税務調査を受けたことを前提に、その調査結果をまとめた調査報告書の開示を求めるものであるが、その存否を答えることは、本件事業者が税務調査を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものである。

イ 条例第7条第3号イ該当性について

税務調査は「自動車税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合」（地方税法第155条第1項）に行われるが、とりわけ高額・悪質な非違が見込まれる等調査の必要性が高い事業者に対して優先的に行われて

いる。したがって、税務調査を受けた事業者は、その全てが必ずしも悪質な事業者であるとまでは言えないが、一般的にみれば、税務調査を受けた事業者は何らかの問題があるか、又はその可能性が高い事業者と受け取られる蓋然性が高いと認められる。

そして、事業者の法令遵守（コンプライアンス）が重視される昨今の状況の中にあつては、特定の事業者が税務調査を受けた事実の有無を税務当局が明らかにした場合には、取引先が当該事業者に警戒心をもって臨むこと、あるいは契約交渉において支障が生じること等が予想され、当該事業者の事業活動に重大な支障を及ぼすおそれがある。

なお、本件事業者に本件交付停止命令がなされたことは公示されており既に公となつてはいるが、本件交付停止命令はあくまで道路運送車両法違反によるものであり、自動車税の賦課徴収とは直接関係はないため、本件交付停止命令がなされたからといって必ずしも本件事業者に対して税務調査が行われるとは限らない。したがって、本件交付停止命令に係る公示に関わらず、仮に税務調査が行われたということが公になると、税法上何らかの問題がある、又はその可能性がある事業者であると受け取られてしまい、本件事業者に対する信用をより失墜させ、その事業活動に支障を及ぼす結果となるおそれがある。

よって、本件存否情報を公にすることにより、本件事業者の正当な利益を害するおそれがあるといえることから、本件存否情報は条例第7条第3号イの不開示情報に該当する。

ウ 条例第10条該当性について

以上のことから、本件請求対象文書の存否を答えることで、条例第7条第3号イに該当する本件存否情報を開示することとなるため、条例第10条に基づき存否を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求書において、「調査資料がないなんておかしい」と主張している。

しかし、本件不開示決定は前記(2)の理由により、あくまで本件請求対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものであるため、審査請求人の主張は、その前提を誤認しているものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件交付停止命令後に、知多県税事務所において本件自動車に係る税務調査が行われた場合の調査報告書であると認められる。

(2) 条例第10条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方に基づき、実施機関が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第 10 条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について以下検討する。

イ 実施機関は、本件請求対象文書の存否自体が条例第 7 条第 3 号イの規定により保護すべき情報に当たるため、条例第 10 条に該当すると決定しているため、当該情報の条例第 7 条第 3 号イ該当性について、以下判断する。

条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

ウ 本件開示請求は、事業者が保有する特定の自動車登録番号の自動車を特定した上で、特定の事業者が税務調査を受けたことを前提に、本件請求対象文書の開示を求めるものである。よって、その存否を答えることは、本件存否情報を明らかにすることになる。

エ 実施機関によれば、税務調査は「自動車税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合」に行われるが、とりわけ高額・悪質な非違が見込まれる等の調査の必要性が高い事業者に対して優先的に行われているとのことである。そして、税務調査は不適正な税務処理の疑いがある場合に行われるとの理解が一般的であるといえることから、税務調査を受けた事業者は、何らかの問題がある又はその可能性が高い事業者と受け取られる蓋然性が高いと認められる。したがって、特定の事業者が税務調査を受けた事実の有無を税務当局が明らかにした場合には、取引先が当該事業者に対して警戒心をもって臨むこと、契約交渉において支障が生じること等により、当該事業者の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

なお、実施機関によれば、本件交付停止命令がなされたことは公示されており既に公になってはいるが、本件交付停止命令はあくまで道路運送車両法違反によるものであり、自動車税の賦課徴収とは直接関係はないため、本件交付停止命令がなされたからといって必ずしも本件事業者に対して税務調査が行われるとは限らないとのことである。

よって、本件交付停止命令が公示されていたとしても、本件存否情報には保護される利益があるといえる。

したがって、本件存否情報は、公にすることにより、本件事業者の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第3号イに該当する。

オ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第7条第3号イの不開示情報を開示することと同様の結果となることから、実施機関が条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

カ なお、審査請求人は審査請求書において「調査資料がないなんておかしい」と主張しているが、実施機関が主張しているとおり、本件不開示決定は、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものであり、調査資料が存在しないとして決定したものではない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.12.4	諮問（弁明書の写しを添付）
1.6.28 (第576回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1.7.26 (第578回審査会)	審議
1.8.28	答申